

ANGLICAN COMMUNION
SAFE CHURCH COMMISSION



すべてのアングリカン・コミュニオンの人々
ことに子ども、青年、弱い立場のおとなの
安全を高めるための

日本聖公会 セーフチャーチ・ガイドライン



日本聖公会 第〇〇（定期）総会 決議

も く じ

はじめに	3
神学的考察	5
ガイドラインの構成	8
セクション 1	
虐待が起こったときの牧会的サポート	9
セクション 2	
虐待への効果的な対応	17
セクション 3	
ミニストリー実践のための基準	22
セクション 4	
ミニストリーの適性	25
セクション 5	
安全の文化の推進	29

はじめに

「セーフチャーチ・ガイドライン」勧告の経緯

2019 年の第 17 回全聖公会中央協議会（Anglican Consultative Council, 以下、「ACC」）において、アングリカン・コミュニオン、つまり全聖公会の諸管区が「セーフチャーチ・ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を施行するようにと勧告が出されました。

ACC の「ガイドライン」は、アングリカン・コミュニオン諸管区のすべての人たち、ことに子ども、青年、弱い立場のおとなの安全を高めることを目的として定めたものであり、教会ワーカー[※]が、日々の教会活動や教会の組織運営において、子どもや弱い立場におかれた人々の尊厳を傷つけたり、危険にさらしたりすることのないように、教会組織として取り組むべき責任を記したものです。

この背景には、2000 年代に入って次々と報道された欧米のキリスト教聖職者による性虐待事件、ことに子どもたちへの性虐待事件があり、子どもに代表される弱い立場におかれている人々にとって、教会は安全な場所ではなかったことが明らかにされました。そして、そのような事件が起きる教会の構造上の課題については、日本聖公会も決して例外ではありません。

※ 教会ワーカー：教会の働き人である教役者、教会の委員・役員、信徒奉事者など

「日本聖公会 セーフチャーチ・ガイドライン」策定へ

この勧告を受けて、日本聖公会は、日本における教会や社会の状況に照らした日本聖公会版の「ガイドライン」を定めることをめざして、ACC の「ガイドライン」を日本語に翻訳し、2021 年にワーキンググループを組織して、検討するプロセスに入りました。

ワーキンググループは、各教区の主教・常置委員・教役者・ハラスメント防止委員・人権担当者、管区の常議員・人権問題担当者・正義と平和委員会ジェンダープロジェクト・女性デスクのメンバーからのフィードバックや主教会での協議結果を受けて検討を重ねました。そして、ACC が定めた「ガイドライン」の日本

語訳をコンパクトにまとめ、日本聖公会・ワーキンググループ編が作成されました。その後、いよいよ日本聖公会版の「ガイドライン」を策定するためのタスクチームが編成され、作業が行われました。タスクチームは、法憲法規委員会、管区ハラスメント防止・対策担当者、女性の聖職位に関わる委員会、各教区の聖職養成に関わる部門（聖職養成委員会など、神学校）の責任者との合同会議を行い、課題の抽出と共有を図りました。そして日本の社会と日本聖公会の状況に合った「ガイドライン」となるように、内容と文言をととのえました。日本聖公会につながるすべての人の安全を高めるために、この「日本聖公会 セーフチャーチ・ガイドライン」が確実に守られることを願います。

「虐待」という文言

「ガイドライン」を読み進めると「虐待」という文言が繰り返し出てきます。この「虐待」という文言は、原文では“abuse”です。“ab-use”は「逸脱した使い方をする」「乱用（濫用）する」という意味を持つ言葉であり、ここでは「力の誤用」を指します。このことは、「虐待」は力関係のある構造の中で起きることを示しています。日本で「虐待」と言えば、児童虐待などをイメージしがちですが、ここでいう「虐待」とは、殴る・蹴るなどの直接的な暴力はもちろんのこと、いやがらせ、あらゆるハラスメント、無視、冷酷・冷淡な接し方による精神的な暴力まで、すべてを含みます。それをイメージして読み進めてください。

「ガイドライン」には、教会ワーカーによる虐待が起こるのを防ぐことと、虐待を受けた人への対応の、両方への実践的な手段が示されています。

傾聴の大切さ

すべては傾聴、つまり被害を訴えた人たちの経験や心配事について、忍耐強く思いやりをもって聴くことから始まります。被害者の気持ちに共感し、理解しようと心がけながら聴くことがとても大切です。話の内容を評価せず、その背景にある気持ちを聴くこと、それが傾聴です。これは虐待者に対しても同様です。

話をしっかり聴けるようにするためには、自分自身を整えておくことも大切です

す。また傾聴トレーニングといった研修も必要になるでしょう。

教会が安全な場となるために

日本聖公会につながるすべての教会や関連施設などが、誰にとっても安全な場となるために、「ガイドライン」には、以下の実践が記されています。

- ✧ 教会ワーカーは、誠実な行動をとる。
- ✧ 虐待を受けた人たちは、公正な処遇を受ける。
- ✧ 虐待に関与した教会ワーカーは、責任を問われる。
- ✧ 教会の責任者たちは、虐待を隠蔽しない。

ミニストリー※実践の大切な指針

教会は、地域社会の中に存在します。教会がこのような安全な場となることによって、教会を取り巻く地域社会が、世界が、すべての人々の尊厳を守る、誰にとっても安全な場となるのです。そのような意味で、この「ガイドライン」は、宣教や牧会を中心とした教会のミニストリー、すなわち「神と人、地域や社会に仕える働き」を導くものでもあります。

教会ワーカーは、教会のミニストリーとして行う教育・相談・サポート・霊的な助言にあたっては、自分のためではなく、対象となる人々にとって最善となるために行動しなければなりません。そのために「ガイドライン」は、大切な指針となるものです。

※ ミニストリー：神と人、地域や社会に仕えていく教会の働き

神学的考察

虐待の根絶は、聖公会の4つの器※によって優先事項として強調されてきました。2008年のランベス会議では、社会と教会において権力が乱用され、多くのやりかたで女性や子どもたちに苦しみを与えていることが認識されました。そし

て、キリストのからだの中で女性や子どもに加えられる暴力は、キリストのからだに加えられる暴力であるという点で一致しました。このような暴力や虐待は、身体的、経済的、感情的、心理的、知的、文化的、性的、精神的虐待など、さまざまな形で行われています。

日本聖公会での「ガイドライン」の施行は、教会のミッションの中で子ども、青年、弱い立場のおとなを優先するセーフチャーチの神学によって裏付けされる必要があるでしょう。聖書のメッセージは、神が私たちが愛していること、イエスが何にもまして子どもや社会の中で弱い立場におかれた人々を大切にしていることを教えています。

『セーフチャーチ：始め方ガイド』には、次のようなことが記されています。

※ 聖公会の4つの器 (instrument) : 全聖公会中央協議会 (ACC)、ランベス会議、首座主教会議、カンタベリー大主教

1. セーフチャーチは福音の実践的な表現である

イエス・キリストの福音は、罪人に語りかけ、悔い改めと赦しを促すだけでなく、傷つけられ苦しむ人々に語りかけ、避難所と慰め、そして正義を提供するものです。イエスがナザレの会堂で宣言したご自分のミニストリーの本質は、捕らわれ人に釈放を告げ、虐げられている人々を解放することでした (ルカ 4:16-21、イザヤ 61:1-2)。これには霊的な働きだけでなく、実際的な働きも含まれています。ですから教会は、虐待を受けた人々に憐れみと避難所を提供し、公正な結果を目指して彼らをサポートし、共に働くことも求められているのです。

2. イエスは尊重と思いやりの模範である

イエスの時代、子どもたちは大人よりも重視されておらず、子どもたちの考えや経験はあまりまともに受け取られることはありませんでした。イエスの子どもたちとの接し方や、彼が子どもたちについて語ったことは、その時代の社会秩序や文化的慣習にはそぐわないものでした。弟子たちが「天の御国で誰が一番偉いのか」と尋ねたとき、イエスは子どもを指さして謙遜について語りました (マタ

イ 18:1-6)。イエスは宗教的な空間において誰が重要であるかについての通念をひっくり返したのです。イエスはまた、まだ小さく弱い立場にある子どもたちを歓迎し、敬い、保護することの重要性について語り、権力を乱用し、自分の目的のために子どもを利用する者には、悲惨な結末が待っていると宣言しています(マタイ 18:6)。同様に、イエスの女性との接し方も通常のものではなく、慣習に疑問を投げかけるものでした。姦淫で捕らえられた女をイエスのもとに連れてきた者たちが、その女を石打ちの刑に処すことを望んだのに対し、イエスはその女を赦しました(ヨハネ 8:1-11)。また、イエスは井戸にいた女に語りかけ、タブーや文化的慣習を破って生きた水を与えました(ヨハネ 4:1-26)。そしてイエスは、12年間血を流し続け、搾取され、虐待され、排除されてきた女性の声に耳を傾け、彼女の肉体と魂を癒しました(マルコ 5:25-34)。

イエスの教えと人々との交流は、教会のリーダーとして私たちがケアを託された人々、特に弱い立場にある人々を尊重し、守るよう私たちに求めています。また、誰かが傷つけられたときに思いやりをもって対応する方法を教えてください。それは立ち止まること、深く耳を傾けること、そして行動することです。

3. 聖書は権力の乱用に異議を唱えている

聖書には全体を通して、虐待し、搾取し、抑圧する者は神の国と神の創造された秩序のあるべき姿に反対しているという、一貫したメッセージがあります。例えば、エゼキエル書 34 章は、神が虐待をどのように感じておられるかを明確に示しています。この箇所では、神の羊飼いたちが羊の群れを守り、導き、世話する代わりに、羊を利用するために権力を乱用していることが語られています。それは、奉仕するように召された人々が、自分たちが引き起こす害を顧みず、自分たちの利益のためにその地位を利用するのを描写しています。神がこのような振る舞いを忌み嫌うことは明らかです。「主なる神はこう言われる。私は牧者に立ち向かう。私は彼らの手から私の羊の群れを尋ね求め、彼らに群れを養わせない」(エゼキエル 34:10)。ダビデがバト・シェバと姦淫し、彼女の夫を殺させたサムエル記下 11 章、アムノンが異母妹タマルを強姦したサムエル記下 13 章、寡婦や孤児

のような弱い立場にある者を利用する権力者に対する警告(出エジプト 22:22-24 やイザヤ 10:1-10)などの箇所は、聖書全体をつらぬくテーマを浮き彫りにしています。すなわち、虐待は言い訳や釈明で済まされるものではなく、壊滅的な影響を及ぼすもので、正義と癒しへの道のりは長く険しい、ということです。

このように、イエスの福音と神の愛に基づいて、弱い立場の人を守ることと、虐待者が負う責任を問うことが、この「ガイドライン」の基礎となります。

ガイドラインの構成

ガイドラインは、5つのセクションから構成されています。

5つのセクション

1. 虐待が起こったときの牧会的サポート
2. 虐待への効果的な対応
3. ミニストリー実践のための基準
4. ミニストリーの適性
5. 安全の文化の推進

セクション1

虐待が起こったときの牧会的サポート

私たちは、以下のことを通して、虐待を受けた人たち、その家族、被害を受けた教会や関連する施設や地域の人々に牧会的サポートを行います。

- (1) その人たちの経験したことや心配事について忍耐強く思いやりをもって傾聴する。
- (2) 霊的な支援などの牧会的ケアを提供する。

ガイドライン

虐待の被害者へのケア

- 1.1 日本聖公会は、教会ワーカーをはじめ教会に集う人によって虐待を受けた被害者（一次被害者と二次被害者）をケアする仕組みを備えなければならない。ケアする人は一次被害者と同じ性の人であることが望ましく、とくに性的虐待の事例では同じ性であることが望ましい。
- 1.2 虐待被害者へのケアを行うことができる人が、教区内に複数人いるようにするために、できるだけ多くの人に研修を行う。その研修を行なうにあたっては、ジェンダーや世代のバランスに配慮する必要がある。研修を受けた人については、各教区に記録を残しておく。
- 1.3 虐待被害者をケアするための研修内容には、以下の事項が含まれることが望ましい。
 - ① 虐待被害者へのケアに関する神学的な視点。
 - ② 虐待が行われているとわかる徴候の認識。
 - ③ 共感、忍耐、思いやりをもって虐待を受けた被害者に傾聴することの大切さとその姿勢。

- ④ 虐待の一次被害者と二次被害者にもたらされる虐待の弊害。
- ⑤ ゆるす用意のない被害者がゆるすようにプレッシャーをかけられている場合には、ゆるしの性質と実践、被害者にもたらされる弊害について。
- ⑥ 虐待が明らかになっている場合の適切な対応。
- ⑦ ケアする者の役割の限界（たとえば被害者が専門家のケアを望まない場合など）。
- ⑧ 教会が被害者に専門家のケアや被害者支援サービスを紹介すべき状況と、ケアを提供できる専門家（たとえば医師、心理学者、カウンセラー）と、被害者支援サービスを提供できる組織（たとえば権利擁護団体）についての情報。
- ⑨ 守秘の重要性と限界。
- ⑩ 被害者の定期的な調査、被害者が祈りを望む場合のサポート、経済的援助、安全な居住地への転居、その虐待が犯罪に値する場合は行政を含む関係機関への報告など、実質的なケアのシステム。

1.4 待被害者をケアするための研修は、管区の2総会期（4年）毎に行なう。

虐待被害者をケアする人のためのサポート

1.5 日本聖公会は、虐待を受けた被害者（一次被害者と二次被害者）をケアする人のために、専門家によるサポートの仕組みを備えなければならない。この専門家は、ケアする人と定期的に連絡をとり、ケアする中で生じた問題に対処するためのサポートを行なう。

「虐待が起こった時の牧会的サポート」のために知っておきたいこと

虐待の性質

- 家庭や共同体、また教会でも起こる虐待には、子ども、青年、弱い立場のおとなとの関係におけるさまざまな行為が含まれます。虐待は他の人に危害を加えたり、他の人に危害を加えようとしたり、また危害が加えられるリスクに他の人をさらしたりする行為です。
- 虐待には、いじめ、コンピューターネットワーク上のサイバー虐待、感情的虐待、金銭に関する虐待、ジェンダーに関する虐待、ハラスメント、ネグレクト、身体的虐待、性的虐待、霊的虐待、虐待の隠蔽などが含まれます。
- 人は人生のどの段階においても、虐待を受ける可能性があります。子どもと青年にかかわる虐待は、一般に「児童虐待」と呼ばれ、弱い立場のおとなへの虐待は、さまざまです。家族間での虐待は、「家族間暴力」あるいは「家庭内暴力」と呼ばれます。
- 教会では、霊的虐待が伴うことがあります。教会ワーカーは、「虐待のことを告げ口したら神罰が下る」「教会から排除する」と脅して、自分の霊的権威を悪用し、被害者たちを沈黙させることがあります。
- 虐待は、虐待者とその被害者の間の力関係が対等でないことから起こり、長期間続くこともあります。沈黙を守る文化がある場合、被害者は虐待が明らかになることを恐れるでしょう。そのため、被害者が虐待を人に打ち明けることは難しいし、たとえ打ち明けることができたとしても、教会員や教区や教会の運営に責任を持つ者（以下、教会の責任者）たちが、被害者よりも申し立てられた虐待者を信じた場合には、被害者にとって効果的な処置がとられることはありません。
- 教会ワーカーも、同じ教会の中で他の教会ワーカーや教会員からの虐待を受けることがあります。これは他の教会ワーカーや教会員が、他者に対する力を悪用する場合に起こります。
- 一般的に、性的虐待の事例では、次のようなことがあります。虐待者は、被害者が自ら望んでそうしたのだと主張したり、そう信じていたりします。虐待者は、それは愛の表現であったとか、ストレス、アルコールや他の物質によって引き起こされたものだったと主張することがあります。被害者を非難したりす

ることで、自分の行った虐待を否定したり、正当化したり、小さくしようとしたり、弁解したりします。虐待者は加害行為を繰り返すことがあります。

- 貧困、民族性、性的指向、ジェンダー、身体的あるいは知的障がいといったさまざまな社会的・文化的要素が、虐待を受けやすい弱い立場になる一因となることがあります。弱い立場はこれらの要素の組み合わせによっても生じます。虐待には、人身売買を背景として起こる事例もあります。
- ある管区で虐待を行ったことが知られている、あるいはその疑いがある教会ワーカーが、その情報を開示しないまま、別の管区や教区、または他教派に移って働くことがあります。そのため、その者たちは新たな場所で虐待を繰り返すのです。

虐待による弊害

- 虐待の一次被害者と二次被害者に加害がなされ、その人たちに対して適切な対応をとれないことは、破壊的な影響を及ぼしかねません。
- 一次被害者の大多数は、女性と子どもたちです。男性もまた一次被害者となることがあります。
- 一人の一次被害者から多くの二次被害者が生ずることもあります。この二次被害者には、一次被害者の家族、虐待者の家族、その教会の他の教会ワーカーや教会員が含まれることがあります。
- 虐待の弊害は、被害者と虐待者の関係の親密さ、役割や立場、虐待の継続期間、被害者が家族や他の人のサポートを受けるかどうかなどによって異なります。
- 身体的な虐待と性的虐待の事例では、虐待時に受けた被害の程度も考慮すべき要素に加えられます。
- 一次被害者と二次被害者は、自分自身、自分と他者との関係、自分の信仰への影響を受けることもあります。
- 被害者が受ける感情的・精神的な虐待の弊害には、以下のものが含まれます。
 - ♪ 自分には虐待に責任がある、と思うことからくる罪悪感。
 - ♪ 自分は価値がなく、可愛がられず、気に入られないために、あるいは虐待の

徴候を見落としたために虐待を受けるのだと思うことからくる恥辱。

- ✧ 自分自身を守ることができなかったという無力感。
- 被害者の他者との関係への弊害には、被害者が以下になることがあります。
 - ✧ 教会ワーカーに対して攻撃的になり、ひどく怒る。
 - ✧ 拒絶や反感を恐れるため、自分が知っている人の中にいる時は委縮し、知らない人と会う時は用心深くなる。
 - ✧ 教会共同体の中で、「権威」があると思う人物との関係において、言いなりになる。
 - ✧ 他人のケアをするが、自分のケアをすることができない「救助者」になる。
- 被害者は、以下のように、信仰的な困難を経験することがあります。
 - ✧ 自分が虐待を受けている間ずっと沈黙を続けている神は、残酷で、無力で、思いやりがないと思う。
 - ✧ 自分は神に罰せられているのだと思う。
 - ✧ 神に怒りをおぼえたり、神に見捨てられたと感じたりする。
 - ✧ 「父なる神」という考えに疎外感をおぼえる。なぜなら、自分に強権的な父親や、自分を欺き責任ある地位を濫用した男性の聖職を「父」に重ねる人たちがいるからである。
 - ✧ 愛・信頼・希望・信仰の悪用を経験したために、神の愛と恵みを経験することは難しいと思う。
 - ✧ 教会ワーカーたちに欺かれたと感じる。
- 一次被害者が受けた虐待と被った弊害に気づいた人は、深い悲しみと怒りを経験します。その人たちは二次被害者です。二次被害者は教会内での関係の変化を経験します。そこでは信頼が失われ、虐待について語ることはできません。二次被害者が教会共同体から追放されることもあります。時には一次被害者の側につく人と、申し立てられた虐待者の側につく人がいて、教会共同体に分裂が生じることもあるのです。

虐待被害者のケア

- 教会が虐待の被害者のケアを行うにあたっては、被害者のニーズを中心にしたものでなければなりません。
- 被害者の気持ちに共感し、理解しようと心がけながら傾聴することがとても大切です。話の内容を評価せず、その背景にある気持ちを聴くように努めなければなりません。
- 被害者の中には、その人たちが虐待を受けた教会共同体を信用せず、そこを去る人がいます。教会は、被害者の「去る」という選択を尊重すべきではありませんが、進んでケアすることは何よりも必要です。
- 被害者の中にはその教会にとどまる人もいます。その場合、虐待の弊害のために日常的に苦しく、助けを求めるでしょう。
- 虐待が秘密にされたままの場合、被害者は教会の中で虐待が明らかになることを恐れ、沈黙したまま被害を受け続けることがあります。
- 教会内で虐待が知られている場合でも、教会が被害者をケアしないことがあります。教会は一次被害者と二次被害者が虐待について話すことができ、虐待の弊害からの癒しを得られる安全な場所であるべきです。教会共同体は、被害者に傾聴し、信仰的なケアのほか、さまざまなケアをしなければなりません。被害者は、教会が提供できるケアだけでなく、専門的なケアや被害者支援サービスのような助けを必要とするかもしれません。

ゆるし

- ゆるしは、教会ワーカーが直面する、最も困難な問題のひとつです。
- 被害者は、「虐待者をゆるせ」というプレッシャーをかけられている、と思うことがしばしばあるのです。そのプレッシャーには、以下のような外面的なものと内面的なものがあります。

◇ 外面的：誰かが「まあ、そのことは忘れなさい」「ゆるしなさい、そして忘れなさい」「ゆるして前に進みなさい」「ゆるす方が、気が楽になるよ」と言う場合。

☆ 内面的：被害者自身が、自分自身がゆるされる必要があり、そのためにはまず虐待者をゆるさなければならない、と思い込む場合。

- 被害者が、教会ワーカーから「虐待者をゆるすように」というプレッシャーをかけられることは、絶対あってはなりません。
- 「虐待者をゆるしてその人との関係を回復するように」とプレッシャーをかけることは、さらに被害者に危害を加えることになります。被害者は、自分が進んでゆるすことができないならば、自分を責め、他の人たちから責められると思ったり、「自分がクリスチャンらしくない」と思ったりするかもしれません。
- また、被害者は、どんな要求とも無関係に、虐待者をゆるそうと望むかもしれません。それは、虐待者が悔い改めていない場合、死亡している場合、接触がなくなっている場合にも起こりうるのです。虐待者をゆるすことは 本質的に多層的で、複雑なことなので、被害者にとって、それは非常に困難でしょう。ゆるしは、単独の出来事として起こることはめったになく、たいていは長期間にわたり、段階的なプロセスを経ることが多いのです。
- 時には、虐待者がゆるしてくれるように頼むこともあるでしょう。この場合には、「悔い改め」と呼ばれるゆるしのための三つの要件があります。

☆ 告白

虐待者が虐待とその結果について、被害者に無条件に謝罪することを含めてもよい。

☆ 悔恨と人生の改善に打ち込む

虐待者がどんな結果も進んで引き受けることで、虐待の責任を完全にとること。行政を含む関係機関への虐待の報告と教会（教区・管区）内での処罰を含めてもよい。

☆ 賠償

虐待者が被害者に虐待の補償をすること。

- これらの三つの要件が満たされた場合、虐待者が悔い改めていることを認めてもよいのかも知れません。
- 虐待者が被害者によってゆるされる場合でも、以下のことが起こるわけではあ

りません。

- ✧ 被害者が虐待を最小化したり、虐待者を大目に見たり、虐待を忘れたりする。
- ✧ 教会が、虐待者を宣教の役目に任命あるいは再任命する。
- ✧ 教会が、子ども、青年、弱い立場のおとなのケアに関して虐待者を信用して起用する。
- ✧ 虐待者が、虐待に対する処罰を免れる。
- ✧ 被害者と虐待者が和解し、虐待が起こる以前の関係に戻る。
- 時にはゆるしが可能でないこともあります。被害者にはその虐待者をゆるす準備がないこともあるのです。

虐待被害者をケアする人へのサポート

- 虐待の一次被害者と二次被害者をケアする人にはサポートが必要です。被害者のためのケア、ことに長期にわたるケアが行われる場合には、それが感情的にも信仰的にもエネルギーを消耗するものだとして十分に理解しておく必要があります。ケアする人には、その重要な働きを持続するためのサポートが必要です。

セクション 2

虐待への効果的な対応

私たちは教役者やその他の教会ワーカーに対する虐待の申し立てに適切に対応するための方針と手続きを持ち、実施します。それには以下が含まれます。

- (1) 訴えを起こすための手続きの方法を教会内に知らせること。
- (2) 訴えを起こす人に牧会的ケアを手配すること。
- (3) 聖職と他の教会スタッフに対する虐待の申し立てに公平・公正な決定をし、その人たちの将来のミニストリーへの適性を評価すること。
- (4) 影響を受けた教会と、関連する施設や地域の人々へのサポートを提供すること。

ガイドライン

訴えを公平・公正に扱うこと

2.1 日本聖公会は、訴えを公平・公正に扱うための仕組みを持つ。それには以下の要素を含む。

- 被害者または被害者が依頼した代理人が、訴えを起こすために利用しやすい窓口を、各教区や管区に設置する。
- 犯罪性が疑われる訴えがあった場合、訴えを起こした人が行政を含む関係機関に虐待を報告するためのサポート。
- 訴えを起こした人とその支援者を、あらゆる報復行為から保護する。
- 被害者を含む人たちが更なる被害を受ける危険があったり、教会への信頼が損なわれたりする可能性がある場合、訴えを扱うプロセスが帰結するまで、訴えられた人を職務から一時的に離れさせるなど、速やかに措置を行なう。
- 虐待がどんなに以前のことであったも、訴えに対応する。ただし、時の経過

のために公平・公正に扱えないことが明らかな場合を除く。

- 訴えの内容と誰が訴えたかについて、訴えられた人に開示する。ただし、訴えた人を危険にさらす可能性がある場合を除く。
- 訴えられた人が、その訴えに対応する機会。
- 第三者など利害関係のない立場の人による公平・公正な調査・判断のための仕組み。
- 訴えの内容が事実であるとわかった場合、訴えられた人が教会ワーカーを続けることができるかどうかの適性の判断。続けることができると判断した場合は、その条件の決定と対応。
- 訴えられた教会ワーカーの適性の判断と対応についての正確な記録の保存。
- 訴えが偽りであると明らかになった場合、訴えられた人の無実を証明する。
- 誰が情報を知っているのかを含む、情報の守秘義務。
- 訴えた人、訴えられた人、関係する教会や施設、場合によってはその他の人に対して、事実認定を含めた訴えの結果を知らせる。

訴えを起こした人と訴えられた人のためのサポート

2.2 日本聖公会は、訴えを扱っている間とその後の対応の期間、訴えた人と訴えられた人の双方をサポートする仕組みを持つ。サポートする人は、調査や裁定に関わる役割は担わない。この役割を担う人は、研修を受ける必要があり、その研修記録を保存する。その研修には以下の事項を含む。

- 訴えた人と訴えられた人に対する共感、忍耐、思いやりをもった傾聴。
- 虐待の性質とそれが被害者にもたらす影響。
- 訴えた人と訴えられた人へのサポート。訴えを扱うプロセスの説明、調査時の面談での同席、裁定後の対応など。

影響を受けた教会共同体のためのサポート

2.3 日本聖公会は、訴えとその結果に影響を受けた教会共同体をサポートする仕組みを持つ。サポートする人は、調査や裁定に関わる役割は担わない。この

役割を担う人は研修を受ける必要があり、その研修記録を保存する。その研修には以下の事項を含む。

- 教会共同体への影響。
- 訴えの内容についての適切な情報の取り扱い。
- 傷ついた共同体の癒しを促すための手だて。

「虐待の効果的な対応」のために知っておきたいこと

虐待者による権力と権威の悪用

- 教会ワーカーは、その役割から権力と権威を持ち、それゆえに信用される地位にいます。それに無自覚な教会ワーカーが、自分の欲求をかなえるために虐待という行為でその権力を行使することがあります。
- また被害者に抵抗されないようにするため、権力を意図的に行使する者もいます。
- そのような教会ワーカーによる、子ども、青年、弱い立場のおとなへの性的虐待の事例もあります。
- 虐待者は、被害者や被害者に近い人たちを手なずける（グルーミング）ことがあります。
- 他者を虐待することで自分の権力と権威を悪用する教会ワーカーの行為は、教会ワーカーとしての信頼と信用を裏切るものです。そのような行為には責任を負わなければなりません。

教会での虐待の隠蔽

- 教会の評判を守るために、教会ワーカーに対する虐待の申し立てを隠した教会の責任者たちは、この隠蔽によってその権力を濫用し、不正に加担したことになります。

- 被害者からの訴えを無視したり、その深刻さを軽視したり、あるいは訴えられた教会ワーカーを異動させることで隠蔽が行われ、虐待被害者にさらに被害を与えてきました。虐待の隠蔽が公になった場合、教会の評判はいっそう損なわれます。

申し立ての事実を裁定するための手続き

- 教会ワーカーに対する虐待の訴えがある場合、説明責任を果たすためには、その申し立ての事実を公正に裁定するための手続きが必要になります。これらの手続きを管区内で定めておく必要があります。
- 一次被害者の中には、報復行為によって脅迫され、訴えを起こすことを恐れる人がいます。訴えを起こすための手続きでは、被害者の代理人の訴えも許容すべきです。被害者が死亡の場合などにもその制度は必要です。
- 子どもの時に虐待を受けた人が、何年も経過してから訴えを起こそうとすることもあります。時の経過は、通常は訴えを考慮する上での妨げにはなりませんが、訴えを公正に扱うことが困難となることもあります。申し立てられた虐待者が死亡している場合は、訴えの事実と適切な補償を裁定することが重要になるでしょう。
- 申し立てがあった場合、その対応のプロセスの間、訴えを起こした人と訴えられた人の双方をサポートする必要があります。

訴えの結果

- 訴えられた人が、虐待を行った、あるいは虐待を隠蔽したという裁定がなされる場合、今後の教会ワーカーとしての適性が評価されなければなりません。
- この評価には、その人が従来の地位に一時的あるいは今後もとどまる、または他の地位に任命されるのに適しているかどうか、ということが含まれるべきです。
- もし適性を欠くのが一時的なことであるなら、教会ワーカーへの復職の条件を含むべきです。

- 教役者の事例では、この評価は、その人が按手された職務を言い続けることに適しているかどうかということです。もし適しているのであれば、どのような条件下においてなのか、ということも裁定されなければなりません。
- その訴えが実証されるかどうかにかかわらず、訴えを起こした人すべてにケアすることが必要です。
- その訴えが実証される場合、教会はその一次被害者に補償をするべきです。補償には、教会ワーカーによる謝罪というかたちでの、直接的で個人的な対応が常に含まれるべきであり、被害に苦しむ人に対応するためのカウンセリングなどの実地的な援助の手段がとられるとよいでしょう。
- 訴えた人、訴えられた人、関係する教会、場合によっては、一般の人たちに対して、事実認定を含め、訴えの結果を伝達するプロセスも重要です。誠実にプロセスを踏むことで、その結果が確実に報告されるようになるでしょう。

訴えに影響された教会共同体へのサポート

- 訴えがあった場合、一次被害者、二次被害者と訴えられた人と関係する教会共同体は、深い裏切りと怒りと幻滅を経験することがよくあります。時には、教会共同体の分裂をも経験します。訴えられた人が虐待を行っていたという裁定が下されるまでに時間がかかる場合、このような影響が増すことがよくあります。
- 訴えられた人は無実だと信じる人がいるため、そのような影響が長引くかもしれません。そのような教会共同体には、継続的なサポートが必要です。このサポートには、訴えた人に被害を及ぼしたり、申し立てについての公正な裁定を損なったりすることがないように、憶測や噂の流布を最小にとどめるための適切な情報提供が必須です。

セクション3

ミニストリー※ 実践のための規準

※ ミニストリー：神と人、地域や社会に仕えていく教会の働き

私たちは、教育と研修によって聖職と他の教会スタッフによる牧会的ミニストリーの実践を推進します。

ガイドライン

ミニストリー実践のための行動規範

- 3.1 日本聖公会は、教会ワーカーによって遵守される「ミニストリー実践のための行動規範」※を備えなければならない。その行動規範は以下の内容を扱う。
- ミニストリーを実践する人とその対象となる人との関係性。
 - ミニストリーの対象となる人たちの最善の利益を守ること。
 - 情報の守秘と、法によって開示が求められる場合のような守秘義務の例外。
 - 文書や画像の使用、メールや SNS などの使用、対面での会話をするときの場所や行為を含む、コミュニケーションにおける留意点。
 - 超えるべきではない感情的・経済的・身体的・性的な境界。
 - 子どもたちや青年・弱い立場のおとなと、単独あるいは人目に付かない環境で接触するのを避けること。
 - 虐待を知ったとき、あるいはその疑いがある場合、教会関係機関（必要があれば行政機関）に知らせること。

行動規範についての研修

- 3.2 日本聖公会は以下の人たちに、行動規範についての研修を実施するための仕組みを備えなければならない。

- 神学生や聖職候補生。
- 任命を受ける前の教会ワーカー、または例外的に、任命から 3 カ月以内の教会ワーカー。
- 任命後、管区の 2 総会期（4 年）の間隔を置いた者。
- 研修について、参加者や研修内容などの記録を保存する。

ミニストリーのサポート

- 3.3 日本聖公会は、教会ワーカーによる以下のようなミニストリーが確実に行なわれるように、ミニストリーをサポートする仕組みを備えなければならない。
- 教会ワーカーには、そのミニストリーに関する指導や助言が必要である。そこには専門家による助言や指導、ピア（仲間同士の）サポートも含まれる。

「ミニストリー実践のための規準」のために知っておきたいこと

教会におけるミニストリー

- 教会ワーカーは、必要に応じ、信仰的助言とサポート、教育、カウンセリング、ケア、援助など、さまざまなかたちで教会でのミニストリーの責任を負います。そのようなミニストリーは、教会共同体を含めさまざまなところで行なわなければなりません。教会ワーカーは、自分がミニストリーの対象となる人たちの最善の利益のために常に行動すべきです。

ミニストリーの関係における権力の不均衡

- 教会ワーカーと、その人たちがミニストリーを実践する人との力関係は、常に不均衡になっています。この不均衡は、教会ワーカーが専門的な知識と教会での力により、権威を持っていることみなされることから生じます。そのミニストリーの関係において適切な境界を維持することは、教会ワーカーの

責務です。

ミニストリー実践のための行動規範

- 行動規範の中には、ミニストリー実践のための明確な規準がなければなりません。すべての教会ワーカーは、行動規範の中の規準を遵守するように義務付けられるべきです。
- 教会ワーカーは、そのミニストリーの関係において適切な境界を維持する助けとなるように、この規準について、定期的に教育と研修を受ける必要があります。
- 他の管区や教区、他教派から移った教会ワーカーがこの教育と研修を確実に受けるようにすることは、特に重要です。行動規範を定め、その研修を行うことで、教会ワーカーがミニストリーの実践のための規準について知らなかったという弁解はできなくなります。

ミニストリーのサポートの重要性

- 教会ワーカーのミニストリーをサポートするシステムは、教会ワーカーが倫理的なミニストリーを確実に実践する助けとなり、他の教会ワーカーや教会員による権力の乱用を防ぎ、対応する助けとなる実際的な方法です。

セクション4

ミニストリーの適性

聖職として按手される人や、教会内で責任ある地位に任命される人の適性を、その人の経歴を確認することも含めて、評価する方針と手続きを持ち、それを実施します。

ガイドライン

教会ワーカーになる人の適性

4.1 日本聖公会は、将来教会ワーカーとなる人の経歴を確認するための仕組みを備え、以下の時に経歴を確認する。

- 他教区・他管区・他教派から移動／異動する際。
- 聖職候補生・伝道師に志願する時。
- 執事に志願する時、司祭に志願する時。
- その他の教会ワーカーは任命される前。

適性の評価には、以下の要素を含む。

- チェックリストによる経歴の確認。
- ミニストリーの対象になる人たち、ことに子ども青年、弱い立場の大人への理解。
- 必要な場合には、専門家による将来の虐待のリスクの評価。

適性の確認には以下の要素が含まれることが望ましい。

- 任命や派遣を行う人との面接。
- 教会や以前の職場の人を含め、志願者について知っている人に確認すること。

- その人が他管区や管区内の他教区で認可された教会ワーカーであったり、あるいは他教派で同等の役割を担っていたりする場合、その人がミニストリーを担うことを認可した他管区、他教区の教会の責任者、あるいは他教派の同等の責任者に、その人のミニストリーの適性に関する情報を求めること。
- 按手を受ける候補者の場合、可能であれば、他の人の安全にとってのリスクを見分けるための心理学的評価。
- ミニストリーの対象になる人たちや、その人たちの弱い立場についての考察。
- 経歴の確認から得た情報についての考察。
- 過去に虐待を行っていた人の場合は、その人が将来他の人を虐待する可能性についてのリスク評価の実施。

適性評価については記録が保存されることが望ましい。

4.2 日本聖公会は、経歴の確認と評価を含むミニストリーの適性についての情報の守秘義務を負う。但し、以下の開示が必要な場合は除く。

- 法によって要求されている場合。
- 教会ワーカーによって被害を受けるリスクから誰かを守るために必要と考えられる場合。
- その教会ワーカーが、日本聖公会（各教区・教会・神学校・関係施設を含む）で認可されたミニストリーを担うのにふさわしいかどうかを評価する必要がある場合。
- その教会ワーカーに対して懲戒処分を行う必要がある場合。

ミニストリーの適性情報の開示

4.3 日本聖公会は、ミニストリーの適性情報に関して、以下のことを確実に行う。

- 教区主教が、他管区や他教区の主教または他教派の主教と同等の者に、その教会ワーカーについてのミニストリーの適性情報を求めて受け取る。
- その適性情報は、違法でない限り迅速に開示される。

「ミニストリーの適性」について知っておきたいこと

経歴確認の重要性

- 将来ミニストリーを担うことになる教会ワーカーの適性評価には、経歴を調査・確認することが望ましいです。経歴調査・確認の目的は、他の人の安全にとってのリスクがあるかどうかを見分けることです。この情報は、その人が教会で教役者としての働きを担うのにふさわしいかどうかを評価することを考慮に入れたものでなければなりません。教役者は全員が調査・確認を受けるべきです※。またそのミニストリーの中で、ことに子ども、青年、弱い立場のおとなたちと接触する信徒ワーカーの経歴調査は、優先的に行われるべきです。過去の行為は、現在および将来のふるまいの重要な指標であり、経歴調査は教会で虐待が起こるのを防ぐ重要な方法なのです。

※ 日本聖公会では、法規第 38 条第 3 項（聖職候補生の審査）「…必要な事項を調査して…」、
祈禱書の執事・司祭按手式の推薦者の言葉「すでに調査し、試験して…」とある。

- 管区間を移動する教会ワーカーについては両管区、管区内の教区間を移動する教会ワーカーについては両教区が協力して経歴の調査・調査を行うことが必要です。他教派から移動する教会ワーカーの経歴調査・確認には、他教派からの情報提供と、他教派と管区間の協力が必要です。
- 過去に虐待を行った人が教会ワーカーとなろうとする場合、今後他の人を虐待する可能性についてのリスク評価をすることが必要です。リスク評価はその人が按手されたり、ある地位に任命されたりする前になされなければなりません。可能ならば、心理学者のような経験のある専門家によるリスク評価を踏まえて判断するのがよいでしょう。子どもへの性的虐待といった虐待の場合、その人が按手されたり、ミニストリーにかかわる地位に任命されたりすることは、適切ではありません。

経歴の確認がない場合に起こる虐待

- 他の人々を虐待していた前歴のある教会ワーカーが、その経歴を調査・確認されることなくある地位に任命されたり、聖職であれば按手につながるプロセスに入るなどして、その後もミニストリーの中で虐待を行っていた事例があります。虐待は、聖職、信徒ワーカーのいずれも行うことがあります。このようなことは、教会ワーカーが管区間や管区内の教区間で移動したとき、また他の教派から移動してきたときにも起きています。

セクション5

安全の文化の推進

私たちは、虐待を防ぐための教育と研修を教会ワーカーに行うことによって、教会と関連する施設や地域の人々に安全の文化を推進します。

ガイドライン

安全の文化を創造し維持するための教会ワーカーの養成と継続的な研修

5.1 日本聖公会は、教会ワーカーの養成と継続的な研修を行なう。それには以下の事項が必要である。

- 教会生活に参加するすべての人の安全を優先したセーフチャーチのための神学。
- 教会共同体の中で安全の文化を創造し維持するために効果的な自己認識とリーダーシップの重要性。
- 聖職養成や信徒奉仕者養成のプロセスで、自身の性格、行動の傾向や癖を知る訓練。
- 教会ワーカーの権限や権威についての正しい理解と使い方。
- ミニストリーにおいて守るべき適切な境界。
- 他の教会ワーカーによる虐待に気づいたり、疑いがあったりした場合にとるべき行動。
- 安全なミニストリーについての体験的な学び。
- 被害者へのケア。
- 法令等に従い、行政を含む関係機関に虐待を通報するために知っておくべきこと。
- 教会共同体を含む虐待の被害者が受ける影響。

- 安全な教会の環境の創造と維持。

安全の文化を創造し維持するための、教会共同体の学び

5.2 日本聖公会は、安全なミニストリーの実践や虐待防止に関して、教会共同体の人々を対象に、年齢に応じた適切な学びの機会を持つ。学校や施設などの場合、保護者や子どもや青年に関わる人にも、学びの機会を広げる。また、弱い立場のおとなに関わる場合、その家族やケアをする人にも学びの機会を広げる。セーフチャーチへの意識を高め、子ども、青年、弱い立場のおとなにとって安全な環境を創造し維持するために、以下の事項を学ぶことが重要である。

- 虐待の性質とその影響。
- 虐待の徴候の識別。
- 性的虐待の事例におけるグルーミング（手なづけ）のテクニック。
- 虐待のリスクを減らす実際的な方法。
- 虐待が明らかな場合や疑いがある場合の、教会の責任者への報告や行政を含む関係機関への通報について。

虐待をした人、またはその疑いのある人に対するミニストリー

5.3 日本聖公会は、教会共同体に集う人で、虐待をしたことがわかっているか、その疑いのある人に対してのミニストリーを行う。それには以下の要素が必要である。

- その人の参加が、他の人の安全にとってリスクとなるかどうかの確認。
- 確認の結果、教会共同体に制限付きで参加することが認められた場合、安全についての取り決めや制限をその人が確実に守れるようにする体制。
- 教会共同体への参加が認められない場合、教会ワーカーによる代わりとなるミニストリーの提案。
- その人が教区内、管区内外の他教区、他教派の新たな教会共同体に移った場合は、その人に関連のある情報を、その教会共同体の責任者へ開示すること。

セーフチャーチ・ガイドラインの順守の評価について

5.4 日本聖公会は、セーフチャーチ・ガイドラインが守られているかどうかを評価する以下の機会を持つ。

- このガイドラインの実施について、少なくとも総会期毎に評価を受け報告する。

セーフチャーチ・ガイドラインの見直し

5.5 日本聖公会は、このガイドラインをより有効にするために、定期的な見直しをする以下の機会を持つ。

- このガイドラインの妥当性と質を高めるための評価結果に基づき、その取り組みについての、少なくとも総会期毎の報告。
- このガイドラインの有効性や公正さについての訴えがある場合、管区事務所宣教主事への報告。

安全の文化の推進のために知っておきたいこと

虐待の一因となってきた教会の文化

- 教会の文化には、教会ワーカーが、子どもや青年、弱い立場のおとなを虐待する環境の一因となっている側面があります。
- その文化は、さまざまなやり方で虐待をゆるし、被害者を沈黙させてきました。ある場合には、
 - ✧ 教会の評判を守ることを優先した。
 - ✧ 教会が虐待した者に責任をとらせたり、被害者のニーズを適切に考慮したりするよりも、虐待者にゆるしと憐れみを施すことに力を入れてきた。
 - ✧ 教役者が虐待に関わっていた場合には、「聖職者中心主義（教役者が自分たちへの服従を促し、敬意を利用すること）」が虐待の起こる要因となり、

また訴えがなされた場合に不適切な対応を引き起こしてきた。

- ✧ 虐待が認められた場合でも、被害者を傷つける違法行為や犯罪としてではなく、「見過ごしてもいい程度こと」だと見なされることがしばしばあった。

教会の管理力の不十分さが虐待の一因となる

- 虐待の一因となってきた教会の文化の側面は、以下のような教会の構造と不十分な管理力によって強められてきました。だからこそ教会が正確な事実関係を主体的に丁寧に調査することが重要です。
 - ✧ 教会ワーカーに不適切な選択、経歴調査・確認や研修がなされた。
 - ✧ 虐待の訴えが起こされた場合、申し立ての事実や、その教会ワーカーの今後のミニストリーの適性の決定に、公平で適切なプロセスがとられなかった。
 - ✧ 教会の責任者が、教育や研修を促す役割をうまく果たせなかった。
 - ✧ 教会の責任者が、訴えられた人との関係によって、公平でなかったか、公平でないように見えた。
 - ✧ 教会の責任者が、申し立てを受けた虐待者を他の教会共同体に異動させることを含め、さまざまなやり方で虐待を隠蔽した。

教会で虐待をした人、その疑いのある人を任用しないこと

- 虐待をしたと知られている人や、その疑いのある人が、教会共同体に入ろうとすることがあります。その中には、性的虐待を含む犯罪で嫌疑をかけられていたり、有罪になっていたりする人も含まれます。その人たちへのミニストリーが強められるべきではありますが、他の人々、とくに子ども、青年、弱い立場にあるおとなの安全を危うくしてはなりません。
- 一般的に、虐待をしたと知られている人やその疑いのある人は、リーダー的役割につくこと、つまりケアの提供、青年グループや他のグループの指導、礼拝での音楽指導、聖書朗読、祈りの先導などに加わることは慎重になる

必要があります。リーダー的役割についている人は信頼に足る人と見なされる、と認識しておくことが重要です。

教会における安全の文化の創造と維持

- 教会における安全の文化を創造し維持していくためには、教会ワーカーだけではなく、教会共同体のすべての人の関与が必要です。
- 虐待を防ぐための訓練は、聖職を養成し、継続的に成長させることの一部分となるべきです。教会共同体のすべての人は、虐待を防止するための教育を受ける必要があります。
- 教会において安全の文化を創造し維持することには、ガイドラインを備えるだけでは不十分です。その規則が守られ、実施のモニターが必要です。
- 教会はこのモニター結果を公にすることで、誠実であることを証明しなければなりません。規則や方針は、教会生活に参加するすべての人々の安全を優先するというセーフチャーチの神学によって補強されることが必要です。教会の責任者には、この安全の文化を創造し維持することで果たす重要な役割があるのです。
- ガイドラインの有効性や公正さについての訴えがあった場合、改善をはかるように見直す必要があります。それ以外にも、ガイドラインは、定期的に見直して有効性を検討する必要があるでしょう。それによって、教会がすべての人、とくに子ども、青年、弱い立場のおとなにとって、安全な環境であることが保障されます。

- 英語版や他言語での「ガイドライン」をご覧になりたい方は…
(アングリカン・コミュニオンのセーフチャーチ委員会)

<https://x.gd/ejsjL>



- ACC の「ガイドライン」直訳版をご覧になりたい方は…

<https://x.gd/nTiMZ>



- セーフチャーチ始め方ガイドをご覧になりたい方は…

<https://x.gd/pv6bp>



編集：「セーフチャーチ・ガイドライン」タスクチーム

発行：日本聖公会管区事務所

